

仕様書

1 業務名

京都府立学校における学習用端末保守・サポート業務

2 目的

本業務は、令和4年度に構築した環境を基礎として、府立高等学校及び府立特別支援学校高等部において学習用端末を活用する際、故障対応等に係る端末の修理及びキッティング対応などのサポート体制の円滑な運用を目的とする。

3 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 対象端末及び台数

実稼働数として iPad 2,100 台。なお、内訳には以下の端末が含まれる。

- (1) 府立特別支援学校高等部の生徒（保護者等）が購入した端末（実稼働予定数 800 台）
- (2) 住民税非課税世帯を対象とした貸出用端末 4,351 台（実稼働予定数 1,300 台）

※なお、上記の台数は、実際の購入、貸出の数により増減することがある

5 対象校

京都府立高等学校及び京都府立特別支援学校高等部

6 業務条件

MDM (mobiconnect for Education(インヴェンティット株式会社提供)) を用いて、以下の業務を実行すること。

なお、MDM での遠隔作業に必要なライセンスに関する情報等の業務に必要な情報については、必要に応じて教育委員会の MDM 環境の設計・設定をした事業者から入手するとともに、当該事業者と連携して業務を行うこと。また、当該情報の入手にかかる費用は、すべて受注者の負担とする。

(1) 端末の障害復旧業務

問い合わせ方法：各学校、京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）からの電話及び電子メール

対応時間：

電話：平日午前9時から午後5時まで（年末年始を除く。）

メール：同上（受信は365日24時間可）

業務内容：対象校及び教育委員会からの学習用端末の不具合に係る問い合わせに対し以下の対処をすること。

- ・ 端末の障害切り分け
- ・ 端末の初期化又は交換を伴わない障害復旧対応
- ・ 端末の初期化を伴う障害復旧対応（再キッティング）

- ・ 端末の交換を伴う障害復旧対応（端末交換＋再キッティング）
- ・ 転学等に伴う教育委員会の端末管理から外す作業

(2) 障害復旧の際の条件等

- ア 初期化又は交換を伴う端末に関しては、再キッティング完了後、各校での現地設定（Wi-Fi 接続等）を実施の上、各校に納品すること。
- イ 各学校から受注業者の指定場所に対象端末を配送する際に利用できる専用の梱包キットを用意し、都度提供すること。
- ウ 再キッティング及び転学等の対応の対象台数は、契約期間内で 200 台までとする。
- エ 再キッティングは、MDM を利用して教育委員会が指定する設定情報を流し込みセットアップを行うこと。
- オ 転学等の対応は、教育委員会が指定する手順に従い、端末の初期化及び教育委員会の MDM 等の管理から外す作業を行うこと。
- カ 4 (1) の端末については、対象端末の保証の加入の有無や加入している保証の種類に応じ、教育委員会の担当者と連携し、端末保証による端末交換を実施し、若しくは各生徒での端末交換を求める回答をすること。
- キ 4 (2) の端末については、発注者が所有する予備機を活用して故障交換対応すること。その際、当該端末に最新状態のキッティングを施し、府立学校に納品すること。納品時にはネットワーク接続設定や動作確認を実施することとし、学校でのネットワークの接続の際にはネットワーク事業者と調整して対応すること。※上記の作業の前提としてMDMでの遠隔作業に必要なMDMのライセンスに関する権利等、端末キッティング作業に必要な端末設定やネットワーク情報のプロファイル情報については、全て受注者の費用負担にて、発注者のMDM環境の設計・設定をした事業者から当該情報を入手する等して対応するとともに、当該事業者と連携して対応すること。なお、規定するMDMはmobiconnect for Education（株式会社インヴェンティット提供）であることに留意すること。

7 業務報告

毎月 1 回、翌月末までに、当該機関における問い合わせ数、内容及びその内訳（修理・再キッティング実績を含む）について教育委員会に書面にて報告すること。

また、業務報告後、教育委員会の要望に応じて、対応内容の確認や運用における課題解決を目的とした教育委員会との定例会を実施すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議し定めるものとする。